

八千代市教育委員会会議録
平成30年12月第4回臨時教育委員会

1 日 時 平成30年12月27日(木)
開 会 午後1時30分
閉 会 午後2時2分

2 場 所 教育委員会庁舎大会議室

3 出 席 者

教 育 長	小 林 伸 夫
委 員	石 井 伸 一
委 員	須 堯 福 美
委 員	佐 藤 志 津
委 員	川 嶋 一 永

(説明員)

教 育 次 長	大 澤 紀 子
教 育 総 務 課 長	西 本 公 威
教 育 総 務 課 副 主 幹	平 野 泰 央

(書記)

教 育 総 務 課 主 査	足 谷 素 子
教 育 総 務 課 主 任 主 事	前 田 の ぞ み

4 開 会

○**小林教育長** ただいまから、臨時教育委員会を開会いたします。八千代市教育委員会会議規則第20条の2の規定により、議事の進行を行う委員の指名を行います。教育長において、須堯委員を指名いたします。須堯委員、よろしくお願いいたします。

5 会議録署名人の指定

○**須堯委員** はじめに、会議録署名人の指定を行います。小林教育長のほか

に、川嶋委員にお願いしたいと思います。

○川嶋委員 はい。

6 議案第1号について非公開とするか

○須堯委員 それでは、議事に入る前にお諮りいたします。本日予定している議事、議案第1号「平成30年度八千代市一般会計補正予算（第7号）案について」は、八千代市教育委員会行政組織規則第7条第3号の「予算その他議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出る」事項であり、八千代市教育委員会会議規則第7条の2第1項第4号の「市長との協議等を必要とする事項」に該当するため、非公開とすることにご異議ございませんか。

<異議なし>

○須堯委員 出席者全員の議決により、議案第1号の議事については、非公開といたします。

それでは、これより非公開の議事となります。

（以下、議案第1号は、非公開の議事）

7 議 事

議案第1号 平成30年度八千代市一般会計補正予算（第7号）案について

○教育総務課長 議案第1号について説明する。

（概要）

提案理由：平成30年度八千代市一般会計補正予算（第7号）案について、別冊のとおり編成いたしたい。

○教育総務課長 引き続き、補正予算の内容をご説明いたします。別冊の1ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

今回の歳入歳出予算補正は、平成30年度八千代市一般会計補正予算（第7号）のうち教育委員会所管分として、歳入において2,001,929千円、歳出において2,000,000千円を追加するものです。

4 ページから 8 ページの「歳入歳出予算事項別明細書」により、事項別の明細をご説明いたします。

はじめに、歳入についてご説明いたします。5 ページ・6 ページをご覧ください。

第 15 款，第 2 項，第 5 目，第 2 節（小学校費補助金）及び第 3 節（中学校費補助金）については、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金 234,690 千円及び 105,639 千円をそれぞれ追加するものです。

内容は、小学校のコンクリートブロック塀改修工事及び普通教室・特別教室等空調設備整備並びに中学校の普通教室・特別教室等空調設備整備に係る国庫補助金の追加です。

第 22 款，第 1 項，第 4 目，第 1 節（小学校債）及び第 2 節（中学校債）については、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例事業債 1,103,600 千円及び 558,000 千円をそれぞれ追加するものです。

内容は、小学校のコンクリートブロック塀改修工事及び普通教室・特別教室等空調設備整備並びに中学校の普通教室・特別教室等空調設備整備に係る市債の追加です。

次に、歳出についてご説明いたします。7 ページ・8 ページをご覧ください。

第 10 款，第 2 項，第 3 目，第 17 節（公有財産購入費）については、小学校施設整備事業で 1,334,800 千円を追加するものです。

内容は、小学校の普通教室・特別教室等空調設備整備に係る公有財産購入費の追加です。

第 10 款，第 3 項，第 3 目，第 17 節（公有財産購入費）については、中学校施設整備事業で 665,200 千円を追加するものです。

内容は、中学校の普通教室・特別教室等空調設備整備に係る公有財産購入費の追加です。

2 ページ，「第 2 表 繰越明許費補正」をご覧ください。

小学校施設整備及び中学校施設整備については、国の平成 30 年度一般会計第 1 次補正予算に係る事業として、小学校及び中学校の普通教室・特別教室等空調設備整備を前倒しして実施するため、繰越明許費を定めるものです。

続いて，「第 4 表 地方債補正」をご覧ください。

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例（小学校）及び（中学校）については、

小学校のコンクリートブロック塀改修工事及び普通教室・特別教室等空調設備整備並びに中学校の普通教室・特別教室等空調設備整備の財源とするため、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものです。

「議案第1号 平成30年度八千代市一般会計補正予算（第7号）案について」の説明は以上です。

（補足説明）

○教育総務課長 引き続き、補足説明をさせていただきます。

ご案内のとおり、教育委員会では、小中学校校舎への空調設備の整備について、国の交付金を活用し、民間活力を導入したPFI-BTO手法を用いて、平成31年度中（平成32年3月末まで）の完了を目指して事業を進めています。

この事業費として教育費2,000,000千円を歳出予算に計上し、併せて、事業の財源となる国庫支出金340,329千円及び市債1,661,600千円を歳入予算に計上するものです。

国の交付金は、国の平成30年度一般会計第1次補正予算で措置され、12月4日付けで交付額の内定の通知がありました。

この交付金は、通常の「学校施設環境改善交付金」ではなく、今回限りの措置として創設された「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」です。

まだ交付金の取扱いが明示されていませんが、今回の内示ではブロック塀の対象は「撤去のみを除く改修工事費」、冷房設備の対象は「普通教室及び特別教室の新設」とされています。

先ほど、国庫支出金340,329千円と説明しましたが、この中には、コンクリートブロック塀の改修工事費分2,424千円が含まれています。同じく、市債1,661,600千円と説明しましたが、この中にも、コンクリートブロック塀の改修工事費分4,600千円が含まれています。

コンクリートブロック塀の改修工事費は、現在ある予算で対応が困難な3校分、8,291千円を11月補正予算において計上しており、この際の財源は全て一般財源でした。

今回、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の創設によって2校分が交付対象等とされたことから、空調設備整備費と合わせて歳入予算に計上するものです。

また、空調設備整備は、国が交付金の予算措置を平成30年度に前倒しし

たため、本来、平成30年度中（平成31年3月末まで）に事業を完了させなければなりません。

ただし、所要の手続を行うことで1年間の繰越が認められることから、予算の繰越明許費を定めて事業を行うものです。

補足説明は以上です。

<質疑・応答>

○川嶋委員 PFI方式について具体的に教えていただきたいです。PFI方式の場合は、その後の所有権は八千代市になりますよね。公有財産として八千代市のものになると思うのですが、メンテナンスはどのような方式でやるのか、経費などはどのような形で出てくるのか、詳しく教えていただければと思います。

○教育総務課長 PFI方式につきましては、民間活力を導入しての整備手法となります。よって、空調設備の設計・施工を行うのは、民間の事業者になります。

また、所有権は、整備した段階では事業者にあります。その所有権を移転することによって市のものとなります。そして、国庫補助金も所有権の移転が整った時点で交付の要件を満たします。したがって、平成31年度中の完成と申しましたのは、所有権の移転のことを指しています。

今回、歳出予算に計上します2,000,000千円は、整備費の部分についての金額です。現在、設備整備後のメンテナンス、これは空調設備の耐用年数ということで13年間と見ておりましたが、その13年間のメンテナンスも含めて契約をしようとしております。その分の金額、設備整備後の13年間の維持管理費は、3月議会で債務負担行為を設定する形で契約をしていくという流れになります。

○川嶋委員 2,000,000千円は、エアコン整備に対してということと考えてよろしいですか。ブロック塀などは別として。

○教育総務課長 そのとおりでございます。

○川嶋委員 2,000,000千円に関しては、PFIをやる主な事業者を支払をする形になるということですか。

○教育総務課長 はい。

○川嶋委員 工事が終わった段階で所有権を八千代市に移転し、その段階で

はじめて補助金が受けられるということですか。

○**教育総務課長** はい。補助金を受けるための要件を満たします。

○**川嶋委員** わかりました。

○**石井委員** エアコンの工事は、いつはじめていつ終わるのですか。

○**教育総務課長** 設計・整備の期間といたしましては、平成31年8月から平成32年1月としております。

○**川嶋委員** 工事期間中は夏休み期間中だと思うのですが、この規模でいくと、全校が夏休み期間中に終わらないと思います。そうすると、授業が始まっている間にも工事をしなければいけないという対応になってくるのではないかと思いますのでけれども、その辺の調整はうまくとれる形でやっていただけるのでしょうか。

○**教育総務課長** 工期の点につきましては、特に今回、国が臨時特例交付金を創設した意図として、来年の夏までに全国の公立小中学校にエアコンを整備させるための予算を平成30年度に前倒しで措置したということですが、実際、来年の夏までに稼働させられるかということ、全国どこの自治体も同様の悩みだと思いますが、非常に厳しい工期になってくるかと思っています。

整備手法としてリース方式というものもありますが、リース方式になりますと、所有権は事業者のまま市がリースを受けるので、整備期間は早く終わることができますが、補助金の対象になりません。よって、補助金を受けて整備を行う場合、工期として相当の期間が掛かってしまいますので、通常想定される休業期間中の工事だけでは間に合わないと考えられます。土曜日・日曜日、場合によっては授業終了後に工事を入れていかないと、スケジュールどおりの完了が厳しくなるということになります。

したがって、今後、工事を進めていくに当たっては、学校と密に連携を取りながら進める必要があると思っております。

○**石井委員** 市内の学校一斉に工事を終わらせる予定なのですか。

○**教育総務課長** その手法につきましても、自治体によってまちまちかと思えます。順次行っていく方法もありますし、一斉に整備に取り掛かって同時期に稼働させる方法もありますが、八千代市では一斉に稼働させる方法で整備を進めていくことを現在考えております。

○**石井委員** 来年の夏、今年と同様にとんでもない暑さの夏が来た場合、エアコンがついていない状態で何か対応策はありますか。

○教育次長 そちらにつきましては、教育課程を一部変更するという形で、一番暑さが予想されます7月に入りまして、午後の授業は行わずに午前中の活動ということで、子どもたちの暑さ対策を考えております。

○石井委員 他のところでやらなかった分を行うのですか。

○教育次長 子どもたちの授業時数に関しましては、きちんと必要な時数を確保するように、各学校によって教育課程の組み方が多少違いますので、各地区でよく相談をしながら学校ごとに対応して、保護者にも説明していくという形で考えております。

○川嶋委員 7月から午前中だけということですが、父兄の方の中には学童の関係もあり、その対応をしないといけないと思います。

また、パートをされている父兄の方もいらっしゃると思います。今までは12時から15時くらいまで授業があるから、その間にパートをやっているという方もいらっしゃると思います。それが、今度、半日で帰ってくるとなると、子どもだけになってしまうというケースも出てくると思いますので、父兄の方のご理解を得る形にした方がいいのではないかと思います。中には「どうして」と思う方もいらっしゃるのではないかと思いますので、できるだけご理解をいただける形をお願いしたいと思います。

○教育次長 この件に関しましては、教育委員会と校長会で3回にわたって検討を重ねてまいりました。また、学校でも、学校の実情と家庭への周知について検討を重ねてまいりました。市内の学校全体に係る周知は校長会では行いましたが、それを受けて各学校で1月に入りましたら保護者宛てに文書をもってまずは周知をして、その後、3学期にいろいろな場所で保護者のご理解をいただけるよう工夫していただきながら、来年の夏に対応できるように何回も丁寧に説明していくようにしたいと思います。

○川嶋委員 よろしく申し上げます。

○石井委員 実際に今年の夏はどうでしたか。授業ができないうくらい暑い日がどれくらい続いたのか分かる範囲で教えてください。

○教育次長 今年は、6月の時点で暑さが始まりました。また、保健体育課の把握では、熱中症も例年よりも多少多かったということで、授業のみならず、子どもたちの放課後の部活動を含めた活動等についても配慮が必要だと考えております。

○川嶋委員 再来年の3月末、31年度末に完成ということで、設置するの

はエアコンですよ。エアコンは冷房だけではなくて暖房もついています。今、学校はガスストーブでやっていると思いますが、中には、もしかしたらエアコンが新しくついていますので、つけてしまう可能性もないとも限らないです。基本的には冷房だけに使用するものですよ。学校としては暖房も使用するのですか。

○教育総務課長 国の交付金の名称としては「冷房設備」という言い方をしていますけれども、実際につけるものはエアコンですので、暖房も使えます。ただし、運用方法につきましては、エアコンを全校につけるに当たって、統一した形で整理した上で運用していきたいと考えております。したがって、学校ごとに使い方が異なるということがないように、ルールを決めた中で運用していきたいと思っております。

○川嶋委員 暖房ですと電気代が掛かってしまう可能性もあるし、仮に2月だとまだ寒い時期ですので、平成31年度に使用すると、平成31年度の光熱費の予算が変わってしまう可能性も出てきますし、冷房に関してもそうですが、教育委員会である程度の基準を設けないといけないのかと思います。地区によって多少違うと思いますけれども、やたらたくさんつけてしまうと予算的に光熱費の関係もありますし、教育委員会で使用方法を定義しておかないと難しい部分も出てくるのではないかと思います。まだ設置はしていませんが、今からある程度、対応をしておいた方がいいと思いますので、よろしく願いできればと思います。

○教育総務課長 先ほど申しましたように、13年間の維持管理も委託することを考えておりますので、その中でエネルギーコストについても念頭におきながら維持管理をさせる仕様にしてまいりたいと考えております。

余談になりますが、一昨日、定期監査がありまして、エアコンの話も多々出ました。監査委員の意見の一つに、教室にある既存の扇風機はどうするのかという指摘がありました。そもそもは、扇風機を設置することによって暑さをしのいでいくという計画でしたので、普通教室に3台ずつつけているわけですが、それはどうするのか、無駄になるのではないかと受け取れるような意見もありましたが、扇風機は扇風機で空調を使うまではいかない暑さの時ですとか、空調を使った際に冷気をうまく循環させるのに使えますので、そのように対応したいということでお答えをした次第です。

○川嶋委員 エアコンと扇風機を両方使うと効率が良くなり、逆にエアコン

をそんなに利かせなくても効率的に冷えていくので、あっても良いと思います。

○石井委員 勉強だけではなく部活動，夏休みは体育館でやることも多いです。今から校長先生や先生方を交えてきちんと明確に決めておいた方がいいのではないかと思います。子どもたちは練習したいと思うのですが，やりすぎて倒れてはいけないので，子どもの健康や中学生がやれる限度を考えつつやってほしいと思います。

○須堯委員 議案第1号について採決を求める。

＜異議なし＞

採決の結果，議案第1号は原案のとおり承認された。

8 閉 会

○小林教育長 以上をもちまして，臨時教育委員会を閉会いたします。